

(案)

## 契 約 書

1 業務名

文化施設活性化パイロット事業業務委託

2 業務内容

別添「文化施設活性化パイロット事業業務委託仕様書」のとおりとする。

3 契約金額

金 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

4 契約期間

契約締結日から令和 7 年 2 月 28 日まで

5 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上

ただし、愛知県財務規則第 129 条の 3 第 3 号に該当する場合は全額を免除する。

6 その他特約事項

個人情報取扱事務委託基準

情報セキュリティに関する特約条項

愛知県（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）との間において、  
上記業務の委託について別添条項により契約を締結する。

この契約の証として本書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ 1 通を保管する。

令和 年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

愛 知 県

愛知県知事 大 村 秀 章

乙

(権利義務の譲渡等)

第1条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）第64条に基づき、収支等命令者が会計管理者又は出納員に対して支出の命令を発した時点で生ずるものとする。

(著作権の譲渡等)

第2条 乙は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。

2 甲は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。

3 甲は、成果物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

4 乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。

5 乙は、成果物（業務を行う上で得られた記録を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第6条の規定にかかわらず、当該成果物の内容を公表することができる。

6 甲は、乙が成果物の作成にあたって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(一括再委託の禁止)

第3条 乙は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(特許権等の使用)

第4条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(秘密の保持)

第5条 乙は、この契約の履行に際して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報保護)

第6条 乙は、この契約による事務を処理する上での個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱事務委託基準」を守らなければならない。

(監督)

第7条 甲は、必要があるときは立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。

(検査)

第8条 甲は、乙から成果物の納入があったときは、10日以内にこれを検査するものとする。

2 検査の方法は甲の任意とし、乙は、その決定に対して異議を申し立てることはできない。

3 検査の結果、不合格のものがあったときは、乙は、甲の指定する期間内に完全なものを納入しなければならない。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

第9条 成果物の所有権は、検査に合格したときに乙から甲に移転し、同時にその成果物は、甲に対し引き渡されたものとする。

2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた成果物についての損害は、全て乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第10条 甲は、成果物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、乙に対して、その契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引き渡した時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(履行遅延の場合における違約金)

第11条 乙が、成果物納入を遅延したときは、違約金を甲に支払わなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない理由によると甲が認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定による違約金は、遅延日数に応じ未納部分相当額（1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。）に対し、年14.5パーセントの割合で算出した額とする。

3 前項の違約金に100円未満の端数があるとき、又は違約金が100円未満であるときは、その端数金額又はその違約金は徴収しないものとする。

(代金の支払)

第12条 甲は、成果物完納後、乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契

約金額を乙に支払わなければならない。

- 2 甲は、前項の支払を遅延したときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づいて年2.5パーセントの割合で算出した遅延利息を乙に支払わなければならない。

（契約の解除）

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) この契約の条項に違反したとき。
  - (2) 契約の履行を遅延し、又は業務に関し不正な行為があったとき。
  - (3) 甲の行う物件の検査等に際し、係員の職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
  - (4) 期限内に契約を履行する見込みがないと認められたとき。
  - (5) 契約解除の申立てをしたとき。
  - (6) 所定の日時まで契約保証金を納付しないとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 前項の規定により契約が解除された場合。ただし、第1項第2号又は第4号に掲げる事項が、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
  - (2) 乙がその契約の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の契約について履行不能となった場合
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。また既納物件があるときは、甲においてこれを調査し、相当代価を乙に支払うものとする。

（談合その他不正行為に係る解除）

第14条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定によ

る命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
  - (3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして独占禁止法第8条の4第1項の規定による命令（以下「競争回復措置命令」という。）を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。
  - (4) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
  - (5) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 前条第2項及び第4項の規定は、前2項により契約を解除した場合に、これを準用する。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払）

第15条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 乙は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。
  - (1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。
  - (2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - (3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

（暴力団等排除に係る解除）

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

（妨害等に対する報告義務等）

第17条 乙は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

（愛知県財務規則の準用）

第18条 この契約の条項に定めるもののほかは、愛知県財務規則の定めるところによる。

（紛争の処理）

第19条 この契約履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議

解決を図るものとする。

(委託業務の内容変更等)

第 20 条 甲は、必要があると認めた場合は、委託業務の内容の一部を変更し、又は中止することができる。この場合において、委託料又は契約期間を変更する必要があるときは、甲、乙協議の上、書面により定めるものとする。

(事故等の措置)

第 21 条 乙は、成果物その他委託業務に関する一切の資料について紛失等の事故が発生した場合は、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第 22 条 乙は、この契約において故意又は過失により、甲に有形、無形の損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。ただし、甲が止むを得ないと認めた場合には、この限りではない。

(報告の徴取等)

第 23 条 甲は、委託業務の処理状況について随時に調査し、必要があると認める場合には、乙に対し、本業務の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(情報セキュリティ)

第 24 条 乙は、この契約による事務を処理するための情報セキュリティについては、別記「情報セキュリティに関する特約条項」を守らなければならない。

(協議)

第 25 条 この契約書及び愛知県財務規則に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に決定する。





## 別記（第6条関係）

### 個人情報取扱事務委託基準

#### （基本的事項）

第1 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

2 乙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）の取扱いに当たっては、この基準に定めるもののほか、愛知県における特定個人情報の取扱いに関する規程等を遵守しなければならない。

#### （管理体制）

第2 乙は、この契約による個人情報の取扱いに関する責任者、個人情報を取り扱う従業者（乙の組織内にあって直接又は間接に乙の指揮監督を受けて業務に従事している者をいい、従業員のほか、取締役、監査役、理事、監事及び派遣労働者等を含む。以下同じ。）の管理及び実施体制並びに個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を甲に提出する。

#### （秘密の保持）

第3 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

#### （従業者の明確化等）

第4 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者を明確にし、特定個人情報を取り扱う従業者のほか、甲が必要と認める場合については、書面により甲にあらかじめ報告するものとする。なお、変更する場合も同様とする。

2 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者に対して、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を適切に実施するよう監督及び教育を行うものとする。

3 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者が派遣労働者である場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

#### （再委託の禁止）

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱う事務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含み、再委託先が再々委託を行うなど、二以上の段階にわたる委託を行う場合を含む。以下同じ。）するときは、あらかじめ書面により甲の承認を得るものとする。甲の承認を得た再委託先の変更を行う場合も同様とする。

2 乙は、甲の承認により個人情報を取り扱う事務を再委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも書面で義務付けた上で、当該義務を遵守させるものとし、乙はそのために必要かつ適切な監督を行うものとする。また、甲の承認により再委託する場合には、再委託先に提供する個人情報は再委託する業務内容に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。

#### （目的外収集、利用の禁止）

第6 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、

受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等(電磁的記録を含む。以下同じ。)を、甲の承認なしに複写し、又は複製してはならない。また、甲の承認により複写し、又は複製する場合には、必要最小限の範囲で行うものとする。  
(第三者への提供の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、甲の承認なしに第三者に提供してはならない。また、甲の承認により第三者に提供する場合には、提供する個人情報は提供目的に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。

(作業場所等の特定及び持ち出しの禁止)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承認なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(安全管理措置に関する事項)

第10 乙は、甲からこの契約による事務を処理するために提供を受けた個人情報及び乙自らが当該事務を処理するために収集した個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理(再委託先による管理を含む。)のために必要な措置を講じなければならない。

(資料等の返還等)

第11 乙がこの契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

2 乙は、甲の指示により、個人情報を削除し、又は廃棄した場合は、削除又は廃棄した記録を作成し、甲に証明書等により報告するものとする。また、乙が個人情報を削除又は廃棄するにあたっては、個人情報を復元困難及び判読不可能な方法によるものとする。

(第三者等からの回収)

第12 乙が、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等について、甲の承認を得て再委託による提供をした場合又は甲の承認を得て第三者に提供した場合、乙は、甲の指示により、当該再委託先又は当該第三者から回収するものとする。

(報告検査等)

第13 甲は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、乙に対して必要な報告を求め、随時に立入検査若しくは調査をし、又は乙に対して指示を与えることができる。なお、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故の場合の措置)

第14 乙は、この契約により取り扱う個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し又は発生したおそれのある場合のほか、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この場合、甲は、乙に対して、個人情報保護のための措置(個人情報記録された資料等の第三者からの回収を含む。)を指示することができる。

(損害賠償)

第15 乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合、甲にその損害を賠償しなければならない。



別記（第 24 条関係）

情報セキュリティに関する特約条項

（総則）

第 1 条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。

（規程等の遵守）

第 2 条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、愛知県情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

（機密の保持等）

第 3 条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、直接又は間接に知り得た一切の情報について、甲の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。本契約の終了後においても同様とする。

2 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。

3 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、甲又は甲の関係者から提供された資料や情報資産（データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等。以下同じ。）について、庁外若しくは社外へ持ち出し、若しくは第三者に提供し（以上、電子メールの送信を含む。）、又は業務遂行の目的以外の目的で、資料、データ等の複写若しくは複製を行ってはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りでない。なお、その場合にあっても、乙は、情報漏えい防止のための万全の措置を講じなければならない。

（従事者への教育）

第 4 条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、本契約に係る業務に従事する者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上を図るための教育を実施しなければならない。

（再委託時の特約条項遵守）

第 5 条 乙は、甲の承認を得て他に事務を再委託する場合は、再委託先の事業者がこの特約条項を遵守させなければならない。

（資料等の返還等）

第 6 条 乙が本契約による業務を遂行するために、甲から提供を受けた資料や情報資産は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（再委託先事業者からの回収）

第 7 条 乙が、甲から提供を受けた資料や情報資産について、甲の承認を得て再委託先の事業者に提供した場合は、乙は、甲の指示により回収するものとする。

（報告等）

第 8 条 甲は、この特約条項の遵守状況その他セキュリティ対策の状況について、定期的又は随時に報告を求めることができる。

2 乙は、この特約条項に違反する行為が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

3 乙は、この特約条項への違反の有無にかかわらず、本契約に係る業務で扱う情報資産に対して、情報セキュリティインシデントが発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

(立ち入り検査)

第9条 甲は、この特約条項の遵守状況の確認のため、乙又は再委託先の事業者に対して立ち入り検査（甲による検査が困難な場合にあつては、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査又は国際的なセキュリティの第三者認証（ISO/IEC27001 等）の取得等の確認）を行うことができる。

(情報セキュリティインシデント発生時の公表)

第10条 甲は、本契約に係る業務に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じて当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。

(情報セキュリティの確保)

第11条 甲は、本契約に係る乙の業務の遂行にあたって、前条までに定めるものの他、必要に応じて、愛知県における情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができ、乙はこれに従わなければならない。

# 文化施設活性化パイロット事業業務委託仕様書

## 1 目的

本県では、愛知芸術文化センター栄施設（以下「芸文センター」という。）及び愛知県陶磁美術館（以下「陶磁美術館」という。）の活性化に向けた施設や空間・敷地の有効活用を図るため、2022年度に民間事業者に対して活用アイデアを募集したところ、具体的な参画意向を含んだ活用アイデアが複数提案されたことから、本格実施に向けた具体的な検討を進めることとし、2023年度は、公募により選定した民間事業者が、実際に現地で実験的に事業を実施（以下「パイロット事業」という。）した。

2024年度は、引き続き本格実施に向けた具体的な検討を進めるため、芸文センター（※）において、継続的かつ収益性のあるパイロット事業を実施していただき、事業完了後、実績や課題の分析、施設上・運営上の改善要望、事業者にとって魅力的に感じた点などを調査する。これにより、事業の採算性や文化施設の活性化に寄与しているかどうかの検証を定量的及び定性的の両側面から行い、今後、県が文化施設において民間による活性化事業を本格実施する場合の課題を整理する。

本業務委託は、事業の実施にあたり、民間のノウハウを必要とする部分を担っていただくものである。

（※ 陶磁美術館は、改修工事により2025年3月31日まで休館のため、今回のパイロット事業の対象外とする。）

## 2 実施期間

契約締結日から2025年2月28日（金）まで

## 3 実施内容

### (1) パイロット事業の企画・調整・実施

仕様書別紙「文化施設活性化検討に係るパイロット事業実施方針」（以下、「実施方針」という。）に基づき、芸文センターの活性化に繋がるパイロット事業を企画し、県と調整の上、実施する。

## (2) パイロット事業の広報

効果的な広報計画を策定するとともに、ちらしの作成やマスコミ媒体の使用、SNSの活用等による広報活動を行う。

## (3) 実施結果のとりまとめ

事業実施の「業種、実施期間、集客状況、売上」等の定量的情報に加え、顧客ニーズの調査などを実施する。また、事業者にとって、使いにくかった点（施設・運営上の改善点）、魅力的と感じた点など、実施結果をとりまとめる。

とりまとめる項目は、今後、県が民間による活性化事業を本格実施する場合において、芸文センターの利用を希望する者が、参画の検討を行う際に有用となる情報とし、県と相談のうえ決定する（事業者のノウハウや内部情報に関わる点については、非公表とする。）。

## (4) 本格実施に向けた基本構想案の作成

事業の結果を受け、本格実施に向けた基本構想案を作成する。

### 【基本構想案】

今後、県が芸文センターの施設や空間・敷地利用を進めるための方針を定める際に参考とする、受託者からの提案を「基本構想案」としてまとめる。特に、実際に実施した継続的かつ収益性のあるパイロット事業の結果を踏まえて、本格実施の際に民間事業者が長期的に自主財源で運用できる可能性についても検討する。

パイロット基本構想案では、民間事業者のアイデアを最大限に活用し、可能な限り事業内容に制限をかけることのない運用をするための進め方を、委託事業者の視点でまとめることとする。

具体的には、以下の事項を想定している。

- ・芸文センターの活性化に寄与させるための施設活用コンセプト案（施設との親和性や、既存機能との相乗効果を生むための方針など）。
- ・民間事業者が利用を検討するために必要な基本情報（施設の位置付け、法規制及び施設上の規制や制約、利用にあたっての必要な手続き、図面やパースなど）。

## (5) その他

- ア 県と打合せをした際は、受託者が議事録を作成し、県へ提供する。
- イ 県から依頼のあった場合は、県が開催する有識者等との打合せ（以下「有識者ミーティング」という。）に参加する（最大4回とし、オンラインでの参加も認める。）。また、事業進捗状況の説明及び説明資料の作成を依頼することができるので、対応すること。
- ウ 以下の事項については、県が対応する。
  - ・ 芸文センター及び芸文センター指定管理者（公益財団法人愛知県文化振興事業団）とのやりとり
  - ・ 有識者ミーティング出席者とのやりとり
  - ・ 有識者ミーティングの司会進行及び議事録作成

## 4 成果物

委託業務の成果物として、業務委託報告書を電子データで提出すること（DVD-R または CD-R に保存し提出すること。）。電子データは Microsoft 製 Word 又は Excel で編集可能な電子データを原則とし、作図などで他のデータ形式を用いる場合には、県の了解を得るものとする。

## 5 委託料の支払い

事業完了後、精算払いとする。

## 6 その他留意事項

- (1) 本業務は、受託者の有している知識に基づき行うものとし、本業務で知り得た情報については、管理・保管を十分行うとともに、外部への漏えいに十分注意すること。
- (2) 委託業務の遂行上必要な資料で、県が所有する提供可能な資料については貸与する。また、依頼による他団体等への必要資料の収集についても、できる限りの協力を行う。ただし、速やかに返却すると共に、取り扱いに十分注意すること。
- (3) 業務全般において、他者の著作権等、知的所有権を侵害することのないよう十分に配慮し、許諾等が必要な場合は受託者の責によって手続きを行うこと。



- (4) 本業務で得られた成果物の所有権、著作権及び利用権は、県に帰属するものとする。
- (5) 委託業務の実施にあたっては、事前に県と十分に協議すること。また、委託期間中でも、制作の進捗状況や今後の進め方等を県へ逐次報告するほか、必要に応じて打合せを行うこと。
- (6) 委託期間中は、業務の経過全般を常に把握している専任の担当者（県との連絡調整担当者）を置くこと。
- (7) その他、本業務仕様書に定めのない事項は、本県及び受託者の協議により定めるものとする。

## 文化施設活性化検討に係るパイロット事業実施方針

### 1 目的

本県では、愛知芸術文化センター栄施設（以下「芸文センター」という。）及び愛知県陶磁美術館（以下「陶磁美術館」という。）の活性化に向けた施設や空間・敷地の有効活用を図るため、2022年度に民間事業者に対して活用アイデアを募集したところ、具体的な参画意向を含んだ活用アイデアが複数提案されたことから、本格実施に向けた具体的な検討を進めることとし、2023年度は、公募により選定した民間事業者が、実際に現地で実験的に事業を実施（以下「パイロット事業」という。）しました。

2024年度は、引き続き本格実施に向けた具体的な検討を進めるため、芸文センター（※）において、継続的かつ収益性のあるパイロット事業を実施していただき、事業完了後、実績や課題の分析、施設上・運営上の改善要望、事業者にとって魅力的に感じた点などを調査します。これにより、事業の採算性や文化施設の活性化に寄与しているかどうかの検証を定量的及び定性的の両側面から行い、今後、県が文化施設において民間による活性化事業を本格実施する場合の課題を整理します。

なお、事業を実施する場所は、芸文センターの美術館及び劇場を除く共用部分のうち、県が指定する場所とします。

（※陶磁美術館は、改修工事により2025年3月31日まで休館のため、今回のパイロット事業の対象施設ではありません。）

### 2 期待する効果

#### (1) 県

- 事業の集客力、収益性、活性化への寄与の程度、利用者の反応、施設との相性や相乗効果などを確認することができ、民間による活性化事業を本格実施する場合の判断材料とすることができます。
- 施設の活用方法について、民間事業者の視点、アイデア、ノウハウを参考に幅広く検討することができるようになります。
- 民間事業者による活性化事業の導入方法、公募条件等の検討材料が得られます。
- 民間事業者に対して、採算性のある活性化事業とセットでの参画を提案・例示できるようになれば、現在空き店舗となっている場所への出店の可能性を広げることができます。

#### (2) 民間事業者

- 今後、県が文化施設において、民間による活性化事業を本格実施する場合に、事業者側の参画の判断材料として、施設の立地や使い勝手、必要な設備や投資

額、留意事項や課題、ニーズや採算性などの情報や感触を把握できます。

- 芸文センターを施設使用料無料で短期的・暫定的に利用できるため、通常よりも少ない参画リスクにより上記判断材料が得られます。

### 3 実施条件

#### (1) 利用できる期間、場所及び利用可能時間等

以下のとおり利用していただけますが、実際の利用にあたっては、県と協議の上、庁舎管理運営上支障がなく、他の施設利用者に影響がないと判断した場所、日時とします。

| 利用できる期間  |  |
|--|--|
| 契約締結日から 2025 年 2 月 28 日（金）まで   |  |
| 利用できる場所※図面は別紙参照  | 利用可能時間等  |
| <p><b>【屋内・屋上】</b></p> <p>&lt;常設利用&gt; ※利用必須<br/>           旧アートショップスペース（B2F）<br/>           旧レストランスペース（2F）</p> <p>&lt;仮設利用&gt; ※希望により利用可能<br/>           オアシス 21 地下連絡通路（B2F）※1<br/>           フォーラムⅡ（B2F～2F）<br/>           レストラン前スペース（2F）<br/>           回遊歩廊（6F, 10F）<br/>           展望回廊（11F）<br/>           屋外展示スペース（屋上 12F）※2</p> | <p>9:00～22:00</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 22:00 に扉を施錠するため、それまでに来場者が芸文センターから退出できるよう時間設定する必要があります。</li> <li>・ 全館休館日※3は利用できません。</li> </ul> |
| <p><b>【屋外】</b></p> <p>&lt;仮設利用&gt; ※希望により利用可能<br/>           ペDESTリアンデッキ（2F）<br/>           オアシス 21 連絡橋（2F）※1</p>  | <p>9:00～22:00</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全館休館日は原則利用不可。利用したい場合は、事前に県と調整が必要です。</li> </ul>  |

※1 西側道路（武平通）の真上真下に該当する部分は道路扱いであり、利用にあたっては、道路管理者及び警察と協議し許可を得る必要があります（手続きは事業実施者に行っていただきます。施設管理者からの説明を求められた場合は、芸文センターの指定管理者である、公益財団法人愛知県文化振興事業団（以下「文化振興事業団」という。）の職員が同席させていただきます。）。

※2 12 階アートスペースの利用状況により利用できる日や時間が限定されます。

※3 全館休館日は、毎月の第1月曜日及び第3月曜日（その日が祝日または振替休日に当たるときは開館し、その翌平日に休館）並びに年末年始(12月28日～翌年1月3日まで)です。

## (2) 対象とする事業の要件

以下の要件を満たす事業を対象とします。

- ア “アート”の要素がある”と事業者自らが判断している事業であること。（これまで芸文センターの利用を認めてこなかった内容についても、今回のパイロット事業に限り、幅広く実施できることとします。）
- イ 前項の規定に関わらず、飲食事業については「アートの要素」を必須としません。
- ウ 音が発生する事業は除外しますが、他の施設利用者に影響が及ばないことを条件とします。
- エ 「3(1)利用できる期間、場所及び利用可能時間等」に記載されている＜常設利用＞である「旧アートショップスペース (B2F)」または「旧レストランスペース (2F)」のうち、少なくともどちらか1つは利用し、常設的な事業を2025年2月末まで継続的に実施すること。具体的な事業の開始日については、県と協議の上、決定するものであるが、契約締結後の1か月程度を準備期間とし、少なくとも2024年7月中旬には事業を開始できるようにすること。
- オ 事業者が収益を得られる要素を含むこと。料金を徴収する事業を行う場合、事業者が適当と考える料金設定が可能。また、収益が得られた場合、その収益は事業者には帰属しますが、原則本事業へ充当することとします。企画提案の時点で見込まれる収益を含めた事業収支計画を提出してください。
- カ 施設利用者（主催者及び来場者。以下同じ。）の安全が確保されていること。
- キ 施設の活性化に資するとともに、利便性やサービスの向上が見込まれること。
- ク 継続的な事業だけでなく、単発的なイベントも対象とするが、いずれの場合においても今後の本格利用に向けた展開につながるものであること。
- ケ 確実に実施できる内容であること。
- コ 芸文センターにおいて、通常、施設の使用料を支払って実施するような催事（ギャラリー、アートスペース又は劇場で行っている美術展、作品展示、展覧会や発表会、公演など）は、原則として対象外。
- サ 上記(コ)のほか、次に掲げる内容のいずれにも該当しないこと。
- ・ 都市公園法や消防法等の法令で禁止されている行為
  - ・ 政治的活動又は特定の宗教の布教活動
  - ・ 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
  - ・ 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
  - ・ 施設利用者の利用を妨げる行為
  - ・ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

号)」第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動

- ・ 公序良俗に反する行為
- ・ その他、県が当該事業の趣旨に合わない判断する事業

### (3) 費用負担

- 施設の使用料は、全額免除とする予定です。また、通常の利用範囲内の光熱水費も全額免除とする予定です（発電機やプロパンガス等を持ち込む場合は事業者負担とします。ただし、利用できない場所もあります。）。  
※通常を超えた利用＝調理を伴う飲食、大型電気機器の利用など
- 事業実施に係る費用（応募、実施（警備及び人員整理を含む）、撤収（現状回復を含む）及び事業内容の報告に関する一切の経費）は、事業者が負担します。また、発生したゴミの処理は事業者が行ってください（県では負担できません）。

### (4) リスク分担

事業実施においては、事業者が責任を持って遂行してください。当該事業に伴い発生する以下のリスクは、原則として事業者が負うものとします。

- ① 事業内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等の使用に伴い発生する権利侵害に関するもの。
- ② 事業実施における関係法令及び法令適合等に関するもの。
- ③ 事業者による事業に起因する有害物質の排出・漏洩等に関するもの。
- ④ 事業者による事業に起因する施設内・外への環境被害（騒音、振動、臭気、景観、交通渋滞等）に関するもの。
- ⑤ 事業者による事業に起因する第三者への損害に関するもの。
- ⑥ 施設利用者からの苦情等のトラブルに関するもの。
- ⑦ 地震、火災、風水害、その他の県及び芸文センター指定管理者（文化振興事業団）の責に帰すことができない事由によって事業者が被った損害に関するもの（これらの理由により、計画どおり事業が実施できなかつたり、実施日の変更が必要になった場合に発生する損害は、県及び文化振興事業団は負担しません。）。

## 4 実績報告等

事業者は、事業終了後、利用実績をまとめた報告書を県に提出してください。事業実施中に来場者等へのアンケート調査を行うなどし、顧客ニーズ等の把握に努めることとします。

県が特に求めたい情報は、以下のとおり。

- ① 事業を実施するうえでの施設上の問題
- ② 利用中の集客者数、顧客ニーズ

- ③ 利用中の売上・収支状況に関する概要
- ④ 施設に求める設備、機能、条件等
- ⑤ 継続的な事業の実施にあたって必要となる条件や事業スキーム等

県へ提出した実績は、概要のみ公表する可能性があります（経営上のノウハウに関する情報は非公表）。

## 5 その他

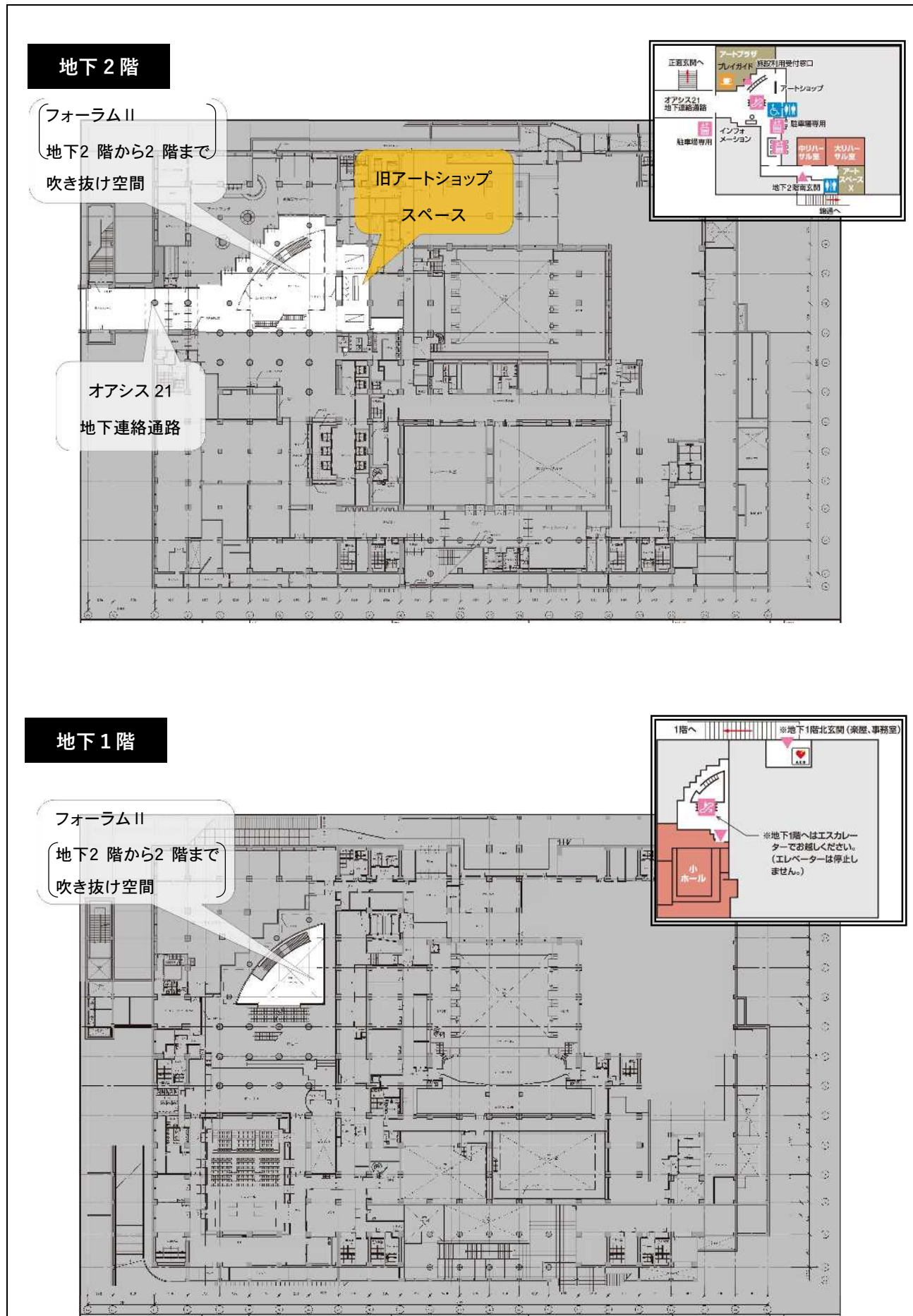
- 今後、本格実施するとなった場合における事業者公募において、当該事業への参加実績は、その選定プロセスに影響を与えるものではありません。ただし、事業を行うことで、経費積算をはじめ有用な検討材料を得ることができるため、今後の参画の可能性がある場合は、今回の事業への応募を検討してください。

## 施設概要

対象施設は、愛知芸術文化センターです。

|        |  |               |
|--------|--|---------------|
|        |  | 愛知芸術文化センター    |
| 外観     |    |               |
| 施設名称   | 愛知芸術文化センター   |               |
| 住所     | 愛知県名古屋市東区東桜 1-13-2   |               |
| 建物諸元   | 鉄筋鉄骨コンクリート造 地上 12 階地下 5 階建(一部鉄骨造)  |               |
| 築年     | 1992 年(平成 4 年)   |               |
| 敷地面積   | 18,173.11 m <sup>2</sup>   |               |
| 延床面積   | 109,062.07 m <sup>2</sup>  |               |
| 都市計画   | 都市計画公園区域   |               |
| 用途地域   | 商業地域   |               |
| その他の制限 | 準防火地域(一部防火地域)<br>名古屋市駐車場条例による整備区域に準ずる区域  |               |
| 既存機能   | 美術館(博物館相当施設)、芸術劇場、図書室、貸会議室等  |               |
| 設置根拠   | 愛知芸術文化センター条例 地方自治法第 244 条に基づく公の施設  |               |
| 財産     | 建物   | 行政財産(所有者:愛知県) |
| 区分     | 土地   | 名古屋市が所有       |
| 運営形態   | 指定管理(美術館は県直営)  |               |
| 位置図    |  |               |

図面（※平面図中、グレーの箇所は、利用の対象外部分です。）



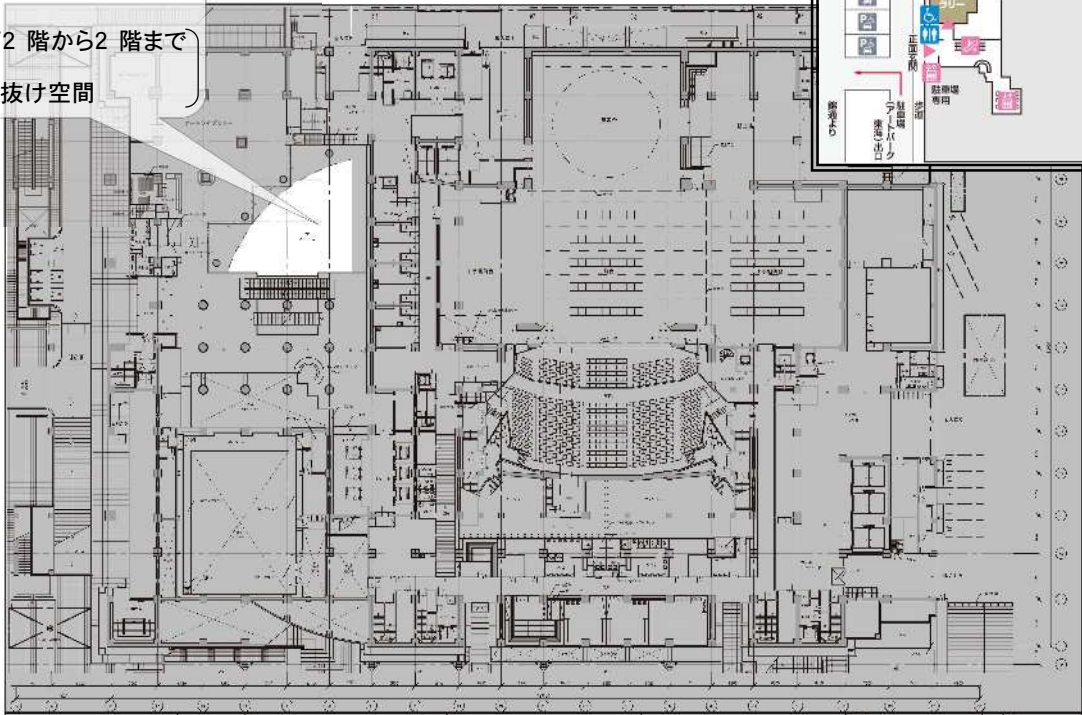


# 1階

フォーラムII

(地下2階から2階まで)

吹き抜け空間



# 2階

レストラン前

スペース

フォーラムII

(地下2階から2階まで)

吹き抜け空間

旧レストラン

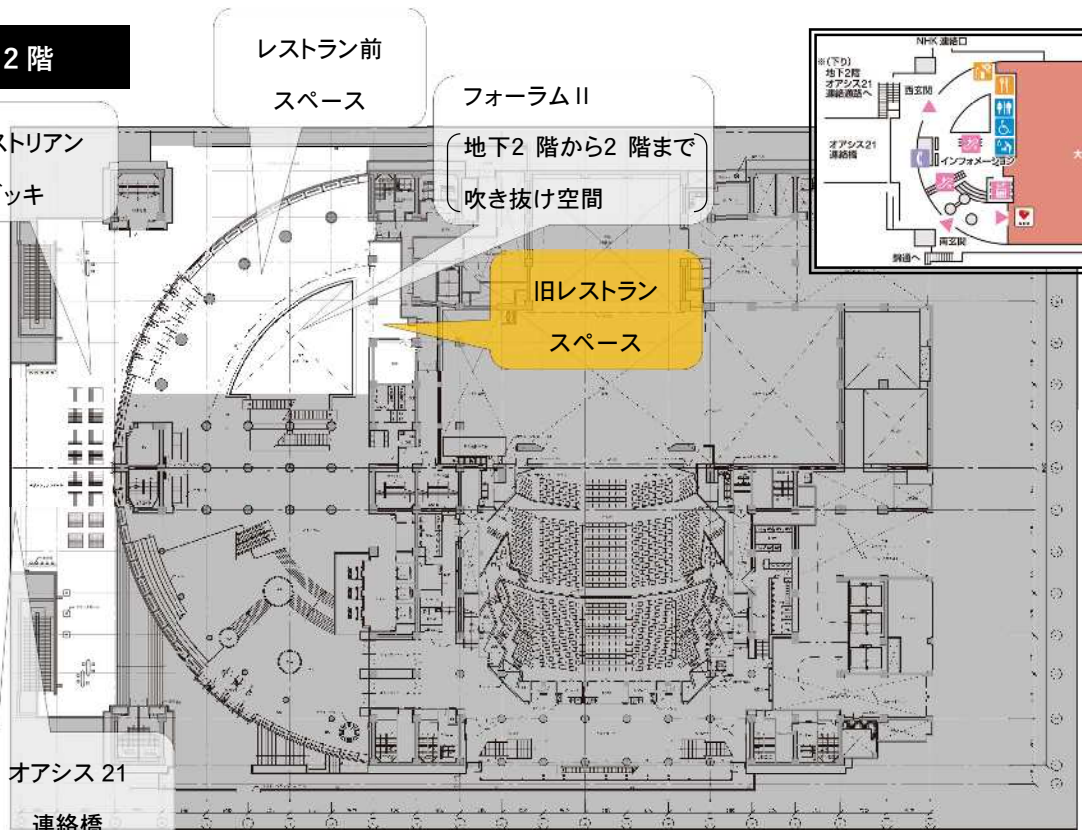
スペース

ペDESTリアン

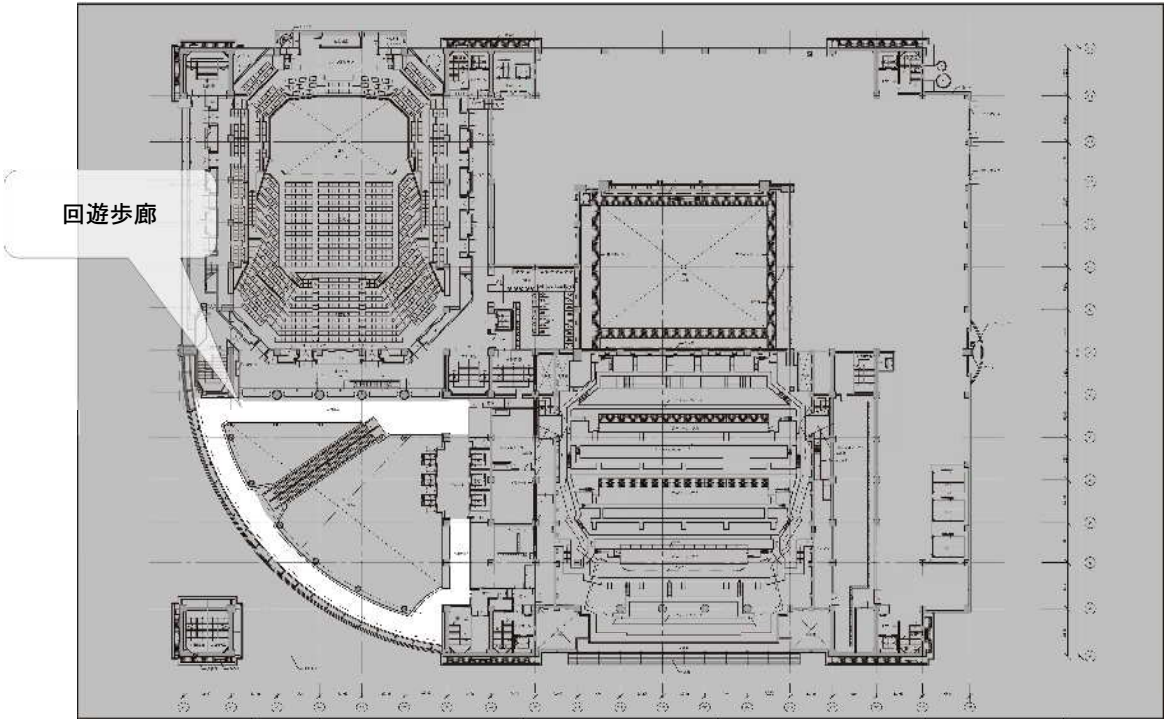
デッキ

オアシス21

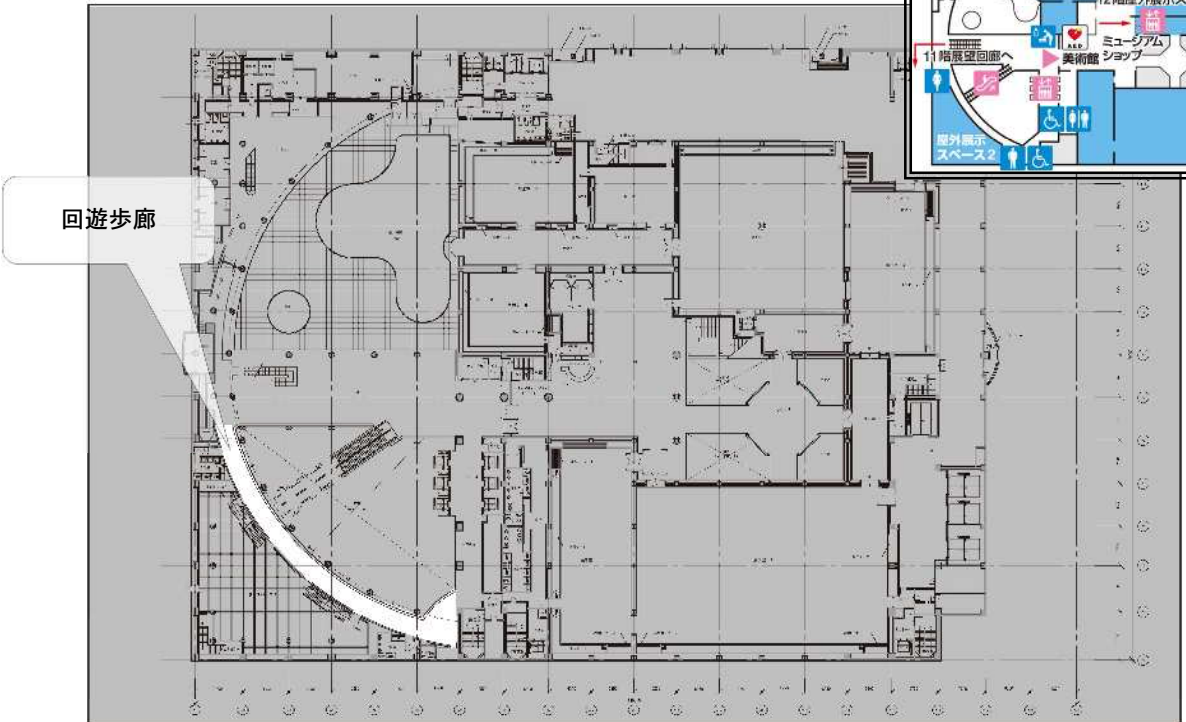
連絡橋



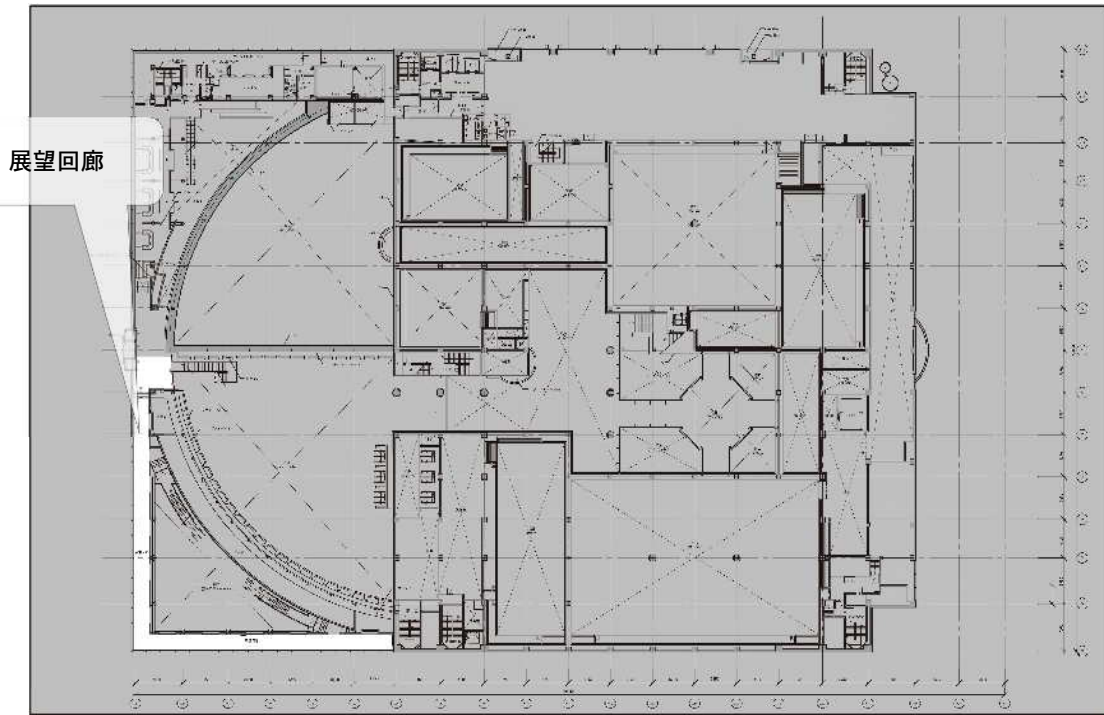
6階



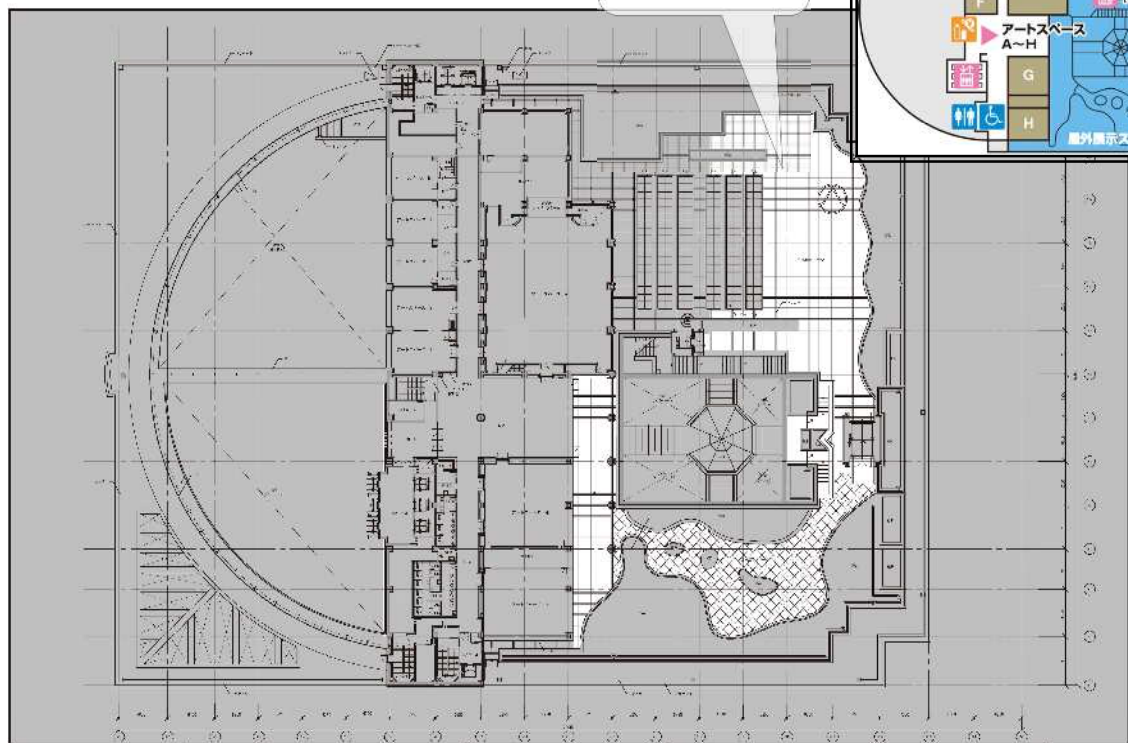
10階



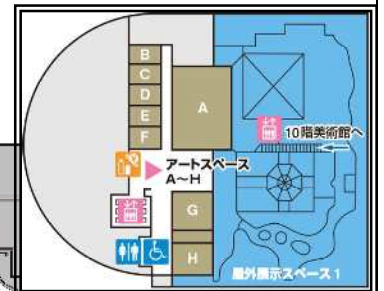
11階



12階



屋外展示  
スペース



# 芸術文化センター断面図

